

定仙の受法について② ゼ勸修寺流の受法ゼ

大八木 隆祥

はじめに

鎌倉亀谷新清涼寺釈迦堂の定仙（一一三三～一三〇二、覚如房）の受法活動について、称名寺聖教（神奈川県立金沢文庫保管⁽¹⁾）の奥書を中心総論的に研究した拙稿2012を叩き台に、現在は各論として法流⁽²⁾との受法についてまとめる作業を進めている。拙稿2014bではまず安祥寺流の受法についてその実態と意義を考察した。本稿では勸修寺流の受法について考察する。

一、勸修寺流

勸修寺流は、山城勸修寺を本処とする東密小野流の一派である。小野曼荼羅寺三世範俊（一〇三八～一一一二）の資、嚴覚（一〇五六～一一一二）を祖とする。嚴覚は参議從二位源基平の子で、初め勸修寺長史の信覚の室に入り、永保三年（一一〇八三）に広沢流の伝法灌頂を受けた。その後勸修寺第六代長吏となつた嚴覚は康和四年（一一二一）、鳥羽壇所において小野曼荼羅寺範俊より小野流を受けその写瓶となつた。これが勸修寺流の淵源である。嚴覚の付法は十二人いるが、その内

巖覚の後を承けて勸修寺第七代長吏となつた寛信⁽³⁾を以つて狭義の勸修寺流の祖とする。他には安祥寺を中興して安祥寺流の祖となつた宗意、小野曼荼羅寺にて隨心院流を創めた増俊がおり、後世小野三流と呼ばれる安・勸・隨の三流はみな巖覚から出でたものである。また、良勝⁽⁴⁾は巖覚より「寅時印信」を授かり、後に良勝方の祖とされ勸修寺流の中でも重要な法脈となつた。定仙が相承する勸修寺流はこの寛信と良勝の末流である。

称名寺聖教に伝存する資料によれば、定仙は勸修寺流を増瑜と奮位との二師より主に受法している。その内、増瑜から受法した分が寛典方・榮然方・真慶方と大部分を占め、奮位からの受法は真慶方のみである。よつて、まずは増瑜からの受法について見ていくことにする。

二、増瑜からの受法

増瑜は真言宗全書等に収録された血脉類にその

名を見いだせず、詳細は不明である。⁽⁵⁾出自について宥快の『立河聖教目録』には、

勸修寺の流には良弘（良勝の弟子）付弟、宰相の阿闍梨真慶邪見を起こして乱行にして天王寺に落墮す。これによつて天王寺の阿闍梨と号す。受法の弟子をば大藏卿の阿闍梨増瑜⁽⁶⁾という。真慶の実子なり。その受法の弟子を明玄法印という。増瑜の実子なり。

とある。真慶の実子のことであるが、時代を下つての記述であり真偽のほどは定かではない。『伝灯広録』後卷二の真慶の条に付記されるところによれば、

増瑜。宰相の阿闍梨と曰う。すなわち真慶が実子なり。此の孫、相繼げり。天王寺坊官とす⁽⁸⁾。

とあるが、これは『立河聖教目録』の記述を承けたものであろう。

称名寺聖教には識語に増瑜の名が記された資料が多數含まれている。筆者が確認した限りでは、

その数は六十九点⁽⁹⁾に上る。そして、その多くには定仙の名も記されている。

増瑜関係資料の識語を時系列に見てみると、その始めは『入我々入』⁽¹⁰⁾で、

本云、仁治三年十二月六日書寫了、增瑜

とあり、最後は『五字印明』⁽¹¹⁾で、

正応二年七月十三日奉伝授了 増瑜七十一

とある。この『五字印明』の識語から計算すれば、増瑜は建保七年あるいは承久元年（一二一九⁽¹⁴⁾）に

生まれたことが分かるので、称名寺聖教からは仁

治三年（一二四二）二十四歳から正応二年（一二

八九）七十一歳までの増瑜の足跡をある程度知る

ことができるわけである。ただし、増瑜の識語は

おしなべて簡潔で日付と名前だけのものがほとんど

で、書写や伝授に係る状況はほとんど窺い知る

ことができない。以下、いくつかの識語によつて見

るならば、

『阿弥陀法』⁽¹⁵⁾

建長六年九月五日於東寺僧房書寫了 增瑜

『求聞持次第日記 小野⁽¹⁷⁾』

建長七年正月廿八日、於東寺西院書寫了、增
瑜

『壽命經法』

建長七年二月十三日書寫了、於東寺西院連僧

房書寫了、增瑜

『阿弥陀護摩次第』

建長八年二月廿日、於東寺西院書寫了、增瑜

『心密抄第五 經』

建長八年二月十三日、於西山邊書寫了、增瑜、

『不空縉索法』

正嘉二年二月十一日傳受了、同日亥時許、於

蓮乘院書寫了、

羊僧長遍 小野末資增瑜傳受了、

すなわち、正嘉二年（一二五八）四十歳までは

京に住していいたことは確かである。その後鎌倉に

移った時期は詳らかでないが、『〔普賢延命法〕』

には

〔表側奥〕 弘長三年十月廿八日記之、佛子增瑜

〔裏側奥〕本云 建治元年七月傳受之畢 定仙とあることからすれば、遅くとも増瑜五十七歳の

建治元年（一二七五）七月までは鎌倉に下つていたと考えられる。その後ふたたび京に上つたこ

とを示す資料は見当たらぬため、その後も鎌倉に住し続けたのか、あるいは京に帰つたのかは不明であるが、『〔秘法記録・如意宝珠作法口伝〕』の識語に

交本了弘安元年二月廿四日於龜谷釋迦堂常仙（マニ）

〈春秋／四十七〉

師口伝云此抄出金剛王院 〈実／賢〉 大僧正御房御記之也

弘安八年（一二八五）正月十日（虫損）日書寫了

增瑜

とあることからすれば、少なくとも定仙所持本を書写した弘安八年（一二八五）六十七歳までは鎌倉に住していたことは確かである。そして、他の定仙の受法活動を鑑みても管見の限りこの頃の定仙が鎌倉の地を離れて受法した記録は無く、定仙

の増瑜からの受法は増瑜の鎌倉滞在期間に限つてなされたものと考えられる。

鎌倉での増瑜の止住寺であるが、『〔寛典方大事〕』に

右於淨光明寺道場奉授秘印於大法師定仙了、弘安六年十一月十五日〈鬼宿／日曜〉、傳受大阿闍梨增瑜

とあることから鎌倉泉谷の淨光明寺に住していた可能性がある。淨光明寺は第五代執權北条時頼と後に第六代執權となる北条長時が淨土宗系の真阿（マニ）を開山に迎え建長三年（一二五二）に開創した寺である。泉谷は定仙が住んでいた龜谷と地理的にも近く徒歩で七～八分の距離である。称名寺には増瑜所持本を定仙が書写した聖教が多く伝わるが、淨光明寺に止住した増瑜の聖教を借覽したり伝授を受けたりと、親しく交流していたであろうことは想像に難くない。

ところで増瑜の名前であるが、櫛田 1964 での指摘によれば初め長遍と名乗り後に増瑜と改名し

たようである。

『〔七種作法〕』

金剛佛子小野末資眞慶□件記先徳之傳不背歟、最極秘事也、不可輒□嚴□善惡、在恐々々、閉眼後、一兩同法達、必可被燒失也、穴賢々々、本書是寫了、

寛元四年⁽³⁰⁾四月十八日書寫了、小野末資金剛佛

子改名増瑜

『不空羈索法⁽³¹⁾』

正嘉二年⁽³²⁾二月十一日傳受了、同日亥時許、於蓮乘院書寫了、

羊僧長遍 小野末資増瑜傳受了、

称名寺聖教の識語には「長遍」という名が記された資料はこの一点しかなく、逆に『真言宗全書』の血脉類には「増瑜」の語が無く「長遍」のみある。また『密教大辭典』には「増瑜」の項は無いが「長遍」の項はあり「長遍（一二二三／一三〇二）東寺二長者。兵部卿僧正と号し、正三位長季の息なり、寛典の附法にして、賢長・静瑜に

重受し、行遍・了遍に受法し、正安二年東寺二長者に任じ、權僧正に補し、乾元元年六月正僧正に転ず。同年七月九日寂す。寿八十」と記す。この記述が本当だとすると、増瑜を眞慶の実子とすることは誤りとなる。また、増瑜自身が記す年齢から算出した生年が合わないという矛盾も生じる。改名問題も含め更なる検証を要するものと考える。

① 寛典方

増瑜が相承する勸修寺流の中心は寛典方と考えられる。寛典方は良勝方の末流で、良勝—実任—興然と相承された後、寛典と榮然とに分かれた内の寛典に相承された分である。増瑜はこれを静瑜から相承している。⁽³³⁾定仙が増瑜から寛典方を受法したことを示す資料として二紙一裏の『寛典方大事』がある。これは寛典方の許可印信と伝法印信と思われるもので、許可印信と思われるものには、

弘安六年十一月十五日（鬼宿／日曜）、

右於淨光明寺道場奉授秘印於大法師定仙了、

傳受大阿闍梨增瑜

とあり、伝法印信と思われるものには血脉も添え、

範俊 嚴覚 良勝 實任 興然 寛典 靜瑜

増瑜 定仙 仙海 銀阿

弘安六年十一月十五日 〈鬼宿／日曜〉賜大法

師定仙、

傳受阿闍梨增瑜

とある。定仙が、弘安六年（一二八三）十一月十

五日に鎌倉淨光明寺において増瑜から寛典方を受

法した際の印信である。ちなみにこの二紙目の寛

典方の「興然—寛典—靜瑜」という血脉が長遍—

了遍に相承されると、後世「菩提院流」と呼ばれ

る法流の血脉となる。「長遍」は前述の通り増瑜

の別名と考えられる。菩提院流には小野・廣沢両

流の血脉が伝わり各別に相承され來たつては、

その内の小野法流の血脉が、まさにこの勸修寺流

寛典方の血脉なのである。

この他にも、明らかに寛典方の相承に属すると

考えられる奥書を有する諸尊法が複数ある。

『求聞持法 〈師傳 複口傳同〉』

本云、建久六年八月十九日、於勸修寺以慈尊

院本書寫了、金剛弟子寛典之、

建長七年正月廿七日、増瑜、

建治二年八月廿日書寫了、定仙、

『求聞持次第日記 〈小野⁽³⁷⁾〉』

本云、建久六年八月十六日、於勸修寺以慈尊

院本書寫了、金剛資寛典之

建長七年正月廿八日、於東寺西院書寫了、增

瑜

建治二年八月廿一日、書寫了、定仙

『佛舍利法⁽³⁸⁾』

『眞乘房傳

建長七年正月廿九日書寫了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

寛典之

建長七年正月廿九日書寫了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『滅惡趣尊法⁽³⁹⁾』

應保元年十月廿八日、奉傳眞乘房阿闍梨亮—

了、興然

正治二年六月十日、於勸修寺西山住房書寫了、

沙門寬典之、

建長七年正月廿九日書了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『壽命經法⁽⁴⁰⁾』

建久十年四月十四日、於勸修寺西山住房書寫

了、僧寬典之

建長七年二月十三日書寫了、於東寺西院連僧

房書寫了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『普提場經法⁽⁴¹⁾』

建久十年二月五日奉受了、寬典 寬喜二年三

月廿四日書了、靜瑜

建長七年二月廿日書了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『馬鳴法⁽⁴²⁾』

建久九年十月三日、於高尾慈尊院書了、求法

僧寬典之助阿闍梨〈觀——口傳云々〉

佛子寬典之

建長七年二月廿六日書了、求法々師增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『守護經法⁽⁴³⁾』

（尾）本云、延應二年三月五日奉傳受了、求法

末子靜瑜

正嘉元年十月十七日書寫了、佛子增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『守護經法日記⁽⁴⁴⁾』

依求法志、聽聞間事等記之、金剛弟子寬一歲

五十三

延應元年八月廿三日、師日記取意書寫之、靜

瑜

正嘉元年十月十七日書了、增瑜

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『不空羈索法⁽⁴⁵⁾』

仁平二年十月廿六日、宇治入道殿下御祈爲御

手替、令教訓了、興一

建久十年二月廿四日、於勸修寺書寫了、金剛

僧寬典之助阿闍梨〈觀——口傳云々〉

貞應三年十月十一日、以勸修寺本、於仁和寺
慈雲寺書寫了、求法比丘靜瑜

正嘉二年二月十一日傳受了、同日亥時許、於

蓮乘院書寫了、羊僧長遍 小野末資增瑜傳受
了、

建治二年八月廿日書寫了、定仙

『五秘密法』⁽⁴⁶⁾

寛元四年十一月卅日、以先師次第抄之、金剛

弟子青王（歳／五十一）

正嘉三年三月廿八日書了、佛子僧瑜

建治二年八月廿日書了、定仙

『五大虛空藏法』⁽⁴⁷⁾

長承二年十月 日、阿闍梨大法師

本云、寛喜元年六月廿八日、於勸修寺邊書寫

了、青玉

正元々年四月九日書畢、增瑜

建治二年二月廿日書寫了、定仙

『產秘抄』（小兒湯加持 妊者帶加持作法

可懸持

②榮然方

増瑜の伝には、良勝—実任—興然—寛典と相承

童子經事／安產符

本云、貞應三年二月廿五日書寫了、求法比丘
靜瑜、

正元々年八月五日書了、增瑜、

建治二年八月廿日書寫了、定仙、

*識語中「青王」「青玉」とあるのは「静瑜」
の略字である。

以上挙げた諸尊法の識語は、確実に寛典方に属し増瑜から定仙に相承されたことが確認できるものに限つており、係る状況が明確に記されていな
いがここに挙げたものと一具と思われるものまで含めるとその数はさらに多くなる。

以上から、定仙は建治二年（一二七六）八月に集中して増瑜所持の寛典方諸尊法を借覽・書写し（伝授を前提としたものと思われる）、弘安六年（一二八三）十一月十五日に淨光明寺において『寛典方大事』を受法したことがわかる。

定仙の受法について②

された伝に対し、興然から勸修寺慈尊院の栄然⁴⁹⁾へと相承された伝もある。この栄然の伝は阿性上人

覚宗（～一二七一）より増瑜に伝えられ定仙へと相承された。

定仙が仙海に授与した「印信血脉」に記された血脉は次の通りである。

厳覚—良勝—実任—興然—栄然—覚宗—増瑜
—定仙

『行海法印大事等⁵¹⁾』と記された包紙に包まれた印信類の内、『増瑜相傳方⁵²⁾』と題された印信には、初重・二重の印信の後に

弘安六年十月十三日、授定仙、傳授阿闍梨增

瑜

とあり、三重の後には血脉を添え

（前略）厳覚—良勝—実任—興然—栄然—覚宗

行海

—増瑜—定仙

弘安六年十月十三日、傳授阿闍梨増瑜（在判）、
とある。ちなみに、同じ包紙の内に『行海大事⁵³⁾』

本云、建久七年四月十八日、奉傳之畢、榮[、]
文永八年九月廿日、書寫了、增瑜、
健治二年八月、書寫了、定仙

【八字文殊鎮家法⁵⁵⁾】

建久四年四月三日、奉傳之畢、榮[、]
文永八年九月廿二日書寫了、佛子增瑜

と題された印信がある。

保安二年五月廿四日寅時蒙受、
已上常光院律師御房奉傳受了、

弘安六年十月十三日傳受定仙上、傳燈大法師
阿闍梨增瑜

これはいわゆる寅時印信で、これも同日に授けられている。これらにより、栄然方の印信は弘安六年（一二八三）十月十三日にまとめて伝授されたと考えられる。また、先の寛典方と同様、諸尊法についても確実に栄然方に属し増瑜から定仙に相承されたことが確認できるものがいくつか見られる。

【仁王經法⁵⁴⁾】

建治二年八月廿一日書寫了、定仙
日付から明らかな通り、これらも寛典方の諸尊
法と同じ建治二年（一二七六）八月に書写されて
いる。

以上から、定仙は寛典方諸尊法同様、建治二年
(一二七六) 八月に集中して増瑜所持の栄然方諸
尊法を借覧・書写し、弘安六年（一二八三）十月
十三日に栄然方の印信を受法したことがわかる。

③真慶方

良勝—実任—興然という血脉を相承したのが寛
典方・栄然方であるのに対し、良勝から良弘ある
いは行海という血脉を相承したのが天王寺真慶で
ある。^{〔55〕}『伝灯広録』後巻二によれば真慶は勸修寺
に住し、良弘より灌頂を受けたが、妻妾を寵愛し
密語を邪解し邪義を立てたという。これにより勸
修寺を追われて地方を放浪したと伝えられる。後
に摂津天王寺に止住したことから真慶相承の勸修
寺流は天王寺流と呼ばれ、邪流と評される。^{〔56〕}

定仙が増瑜から真慶方を相承したことを示す資
料として、『文庫古文書』の「秘密灌頂事」^{〔57〕}の血
脈には、

行海	真慶	嚴惠	增瑜	定仙	仙海	鉢阿
良弘	真慶	嚴惠	増瑜	定仙	仙海	鉢阿

とあり、また同名の「秘密灌頂事」^{〔58〕}にも、
良弘 真慶 嚴惠 増瑜 定仙 仙海 鉢阿
とある。

『行海法印大事等^{〔59〕}』と一具になつた血脉には、

大日	金薩	龍猛	龍智	不空	惠果
弘法	真雅	源仁	聖宝	觀賢	淳祐
元杲	仁海	成尊	範俊		

〔60〕
嚴覺
良勝阿闍梨
良弘法印
真慶阿闍梨
寬信法務
行海法印

ところで宥快の『立河聖教目録』や『伝灯広
録』と並んで、真慶方の血脉を示す資料として、
『文庫古文書』の「秘密灌頂事」^{〔57〕}がある。
この文書によると、真慶は天王寺の僧で、
良勝の弟子である。良勝の弟子には、
良弘、真慶、嚴惠、増瑜、定仙、仙海、鉢阿
などがある。また、真慶の弟子には、
金薩、龍猛、龍智、不空、惠果、
真雅、源仁、聖宝、觀賢、淳祐、
仁海、成尊、範俊などがある。
これらの僧侶は、すべて天王寺の僧である。
このことから、真慶は天王寺の僧である。
また、真慶の弟子には、
良弘、真慶、嚴惠、増瑜、定仙、仙海、鉢阿
などがある。また、真慶の弟子には、
金薩、龍猛、龍智、不空、惠果、
真雅、源仁、聖宝、觀賢、淳祐、
仁海、成尊、範俊などがある。
これらの僧侶は、すべて天王寺の僧である。
このことから、真慶は天王寺の僧である。

録』では増瑜は真慶の付法にして実子とされ、あ

たかも真慶から増瑜に直接その法流が相承されたかのように記されているが、称名寺聖教による限り、増瑜が直接真慶に受法した形跡は無く、真慶

が行海と良弘から受けた法流は前掲の血脉の通り
厳惠を経て相承されていることが分かる。

増瑜から定仙への伝授の時期は明らかではない
が『塗壇圖（勸修寺良弘流）^{〔63〕}』には、

先年比自法印御房所（小野良弘）預給本也
云々、

宰相阿闍梨御房（眞慶）自筆語寫了、増瑜
建治三年十二月十一日、以大藏卿阿闍梨御本
書寫了、定仙

正應五年八月廿五日、賜御本書寫之畢、仙海
とあり、大藏卿すなわち増瑜の所持本を建治三年
(一二七七)に書写したものであることがわかる。

④増瑜相承分その他

この他、どの相承に係るものかは不明だが増瑜

より受法した次第・印信がある。

『消息印信（御經藏印信／勝光明院印信）^{〔64〕}』の中
の一紙に、

建治元年（乙亥）八月廿一日（井宿／木曜）
賜比丘上人定仙

傳燈大法師阿闍梨增瑜

前掲の『（普賢延命法）^{〔65〕}』は建治元年（一二七
五）七月に増瑜から定仙に伝授されたものであり、
称名寺聖教で確認できる範囲では増瑜の鎌倉での

活動を示す最初の資料であったが、この『消息印
信』はその一月後である八月二十一日に増瑜から
定仙に授けられたものである。具体的な相承系譜
が記されていないのでいずれの法流に属する者か
は明らかでないが、その内容はいわゆる「寅時印
信」、すなわち嚴覚から良勝に授けられた乍二塔
の印信である。同じ寅時印信でも先に挙げた弘安
六年十月十三日に増瑜から定仙に授けられた『行
海大事』^{〔66〕}と題されたものは栄然方の寅時印信で
あつたが、この建治元年のものがいずれの相伝に

属するものかは不明であり、さらに検証を要する。

『文庫古文書』の「印信」には、

右於釋迦堂道場、奉授秘印於上人定仙了、

建治三年三月十一日（翼宿／木曜）傳授阿闍

梨增瑜^{⑥7}

とある。これは定仙の住房である新清涼寺釈迦堂において、建治三年（一二七七）三月に伝授されたものである。これもいずれの相承に属するものかは不明であるが、管見の限り増瑜が定仙の住坊である釈迦堂で伝授した唯一の例である。

定仙の受法記録を集成した『仙芥集』の中にも、増瑜の伝を記したものが散見される。今その内容まで検証する余裕はないが、例えれば勧修寺流の諸尊法についての口伝を記した『仙芥集』勧修寺／五之内^{⑥8}には「卿阿闍梨常物語云」「卿阿闍梨私次第以六臂如意輪行之云々」等とあり、また護摩についての口伝を記した『仙芥集 homa 要抄』（行海^{⑥9}）にも「卿阿闍梨説云」等と見える。

以上、増瑜からの受法は、寛典方、栄然方、真

慶方であつたことが確認できた。この三方の伝授の順であるが、現存資料から確認できる印信の伝授の順で見てみると、建治元年（一二七五）八月二十一日に法流不詳の寅時印信、弘安六年（一二八三）十月十三日に栄然方の寅時印信、同年十一月十五日に寛典方の伝法印信が伝授されている。建治元年（一二七五）の伝はあるいは真慶方であつたかも知れない。

さて、ここまででは定仙の増瑜からの受法について見て来たが、称名寺聖教には増瑜が定仙から受法したり、定仙所持本を増瑜が書写した例も見られる。勧修寺流からは離れるが、定仙と増瑜の関係を示す資料として挙げておきたい。

まず『文庫古文書』の「金剛界傳法灌頂密印」

には

弘安六年十月十三日奉授増瑜阿闍梨畢、
大阿闍梨定〇（在判）

とある。これは天長二年三月五日、東寺において空海が真雅に授けた印信をその淵源とするいわゆ

る天長印信で、いずれの法流として伝授されたものかは不明である。

『口伝集』という資料には、

(文中) 弘安元年十月十六日、一々傳之、定仙
(文中) 弘安二年五月五日、注有人説、是一々

有上人仰聞注也、

(尾) 文永十年三月十五日夜半示之、次日已

時、重申書之、

弘安六年十二月十六日書寫了、增瑜

正應五年二月廿四日書了、賢第三重
大事口傳也、一交了、

とあり、これは外題には『口伝集』とのみあるが、内題には『意教上人口伝』とあり、意教上人の口伝を定仙が集成したものであり、これを弘安六年十二月に増瑜が書写している。

拙稿 2014b で詳述した安祥寺流の口訣にも増瑜の名が見られた。ほぼ同一の内容を持つ写本が二本ある。

『安祥寺口伝 〈付七重〉⁷²』

已上安祥寺一流記、師口傳、非寫瓶者不可令見之、左々目法印御房御口傳也、

弘安四年十一月廿五日、西冠記之了、定仙
〈四十九〉書了、増瑜 〔三十六〕

『安祥寺灌頂口伝 〈定一〉』

已上安祥寺一流記、師口傳、非寫瓶者不可令見之、記左々目法印御房御口傳也、

弘安四年十二月二十五日、西冠記之了、定仙

四十九 書寫增瑜六十六

これは定仙が佐々目法印頼助から受けた安祥寺流一流の口訣を記したもので、拙稿 2014b でも検証した通り、この二本は冒頭數丁に少しく違がある以外は大同の物である。末尾に増瑜の名が記されているが、併記された年齢はおそらく「十六」が正しく「三十六」は誤写であろう。内容的にも前者は伝授の日付の誤りなどがあり、後者の方が信用できる。書写の日付は記されていないが、これが増瑜六十六歳の時の写本だとすれば弘安七年（一二八四）に書写したものと思われる。

次に『〔秘法記録・如意宝珠作法口伝〕⁽⁷⁾』には

文永二年五月十六日於山本禪室書寫了 権大

僧都勝円 〈春秋／四十四〉

交本了弘安元年二月廿四日於龜谷釋迦堂常仙

〈春秋／四十七〉

師口伝云此抄出金剛王院 〈実／賢〉 大僧正御

房御記之也

弘安八年正月十日（虫損）日書寫了 增瑜

永仁四年十一月五日書寫了 净雅

とある。これは金剛王院実賢の如意宝珠に關する

口訣で、定仙が法性寺法印勝円から受けたものである。実賢—勝円—定仙という系譜から金剛王院流に属するものとも考えられるが、実賢の流には聖賢以来の金剛王院流であるいわゆる唯金方と、実賢が覺洞院勝賢から相承した三宝院流であるいわゆる金三方（金剛王院相伝の三宝院流）の両伝があり、この識語からだけではどちらの伝か判別しえない。

このように定仙と增瑜の関係は、定仙が一方的

に増瑜から勸修寺流を受法していくわけではなく、増瑜もまた定仙から受法していたことが分かつた。ここに挙げた弘安六年（一二八三）から弘安八年（一二八五）といえば定仙は五十二～五十四歳、増瑜は六十五～六十七歳であり、両者は親しく交流し互いに阿闍梨として相伝の法流・大事等を補つて伝授し合う關係であつたと考えられる。

二、憲靜からの受法（榮然方）

憲靜（一二一五～一二九五）は意教流の祖意教上人頼賢の資であり、その房号願行の名を冠した願行方の祖として知られる。ただし、憲靜は意教流だけではなく佐々目法印頼助から安祥寺流を、定証から西院流を、守海から三宝院流をといった具合に多くの法流を相承しており、その中には阿性上人覺宗から相承した勸修寺流も含まれている。⁽⁸⁾ただし、憲靜が覺宗に師事した実態、伝授の時期については詳らかでない。その憲靜相伝の勸修寺

流を定仙が受法したことが、『仙芥集』〈勧修寺／五之内〉求聞持法口伝⁷⁶から窺える。

正應二年十二月比、於願行上人奉受之畢、定

仙

これは憲静から受けた勧修寺流の求聞持法の口伝を記したものであるが、勧修寺流一流を相承する中で受けたものであったかは不明である。憲静

の勧修寺流は榮然の付法である覺宗から受法したものなので、この求聞持法の口伝も榮然方の相承に属するものであることは確かであるが、他に憲静から受法した一流の相承に関わる印信・血脉等が見当たらぬため、あるいは求聞持法に限つて受けたものであるかもしれない。

ちなみに、正應二年（一二八九）前後は定仙が意教上人自筆本を何点か書写している時期であり、おそらくこの頃に集中して憲静から所持本を借覧したり直接教示を受けていたものと考えられる。

三、裔位からの受法（真慶方）

「伊豆錄血脉」⁷⁷および「伝法血脉」には、



とある。眞聖は真慶のことなので、嚴覚—良勝

良弘—眞聖という血脉はそのまま前述の増瑜が相承した真慶方の血脉と同じである。裔位がどのようないくつかあるのか、また、定仙がいつどこで裔位よりこの法流を受けたのかは不明である。ただし「伝法血脉」が残っている以上、法流伝授としてある程度の規模を持った受法であつたことが推測される。

四、定宣からの受法（榮然方）

管見の限り印信・血脉が見当たらぬことから法流の相承とは言えないかもしれないが、榮然方

の定宣から伝授を受けた記録がある。定宣からの受法の一端は拙稿 2014b でも触れたが、安祥寺流の「南天鉄塔法」が勸修寺流の血脉で相伝されおり、定仙はこれを定宣から相承している。今その中に記された血脉を示せば次の通りである。

『南天鉄塔法』（良瑜道宝等伝也）⁽⁷⁹⁾

安祥寺大事（阿性上人別相伝）

良瑜僧正 道宝僧正 阿性上人 定祐僧都

定宣法眼 定仙

定宣の事蹟は詳らかでなく生没年も不明であるが、『血脉類聚記』には備後の人で常陸法印とも称されたようで、定祐とともに阿性上人覚宗の付法となっている。定宣が覚宗から勸修寺流の灌頂を受けたのは文永八年（一二七一）正月五日のことである。また、その活動の拠点は鎌倉であつたと考えられる。

定仙がこの定宣から勸修寺流を受法した記録は定仙の受法記録を集成した『仙芥集』の中にいくつか見ることができる。たとえば、『仙芥集

homa 要抄⁽⁸⁰⁾』には「常陸法印云、故三河僧都云」として常陸法印定宣が語った三河僧都定祐の伝を記し、「仙芥集 homa 要抄 〈行海〉」にも「常陸僧都說也」などと記されている。さらに『仙芥集 灌頂行事口伝』⁽⁸¹⁾では、「常陸法印云」として主に勸修寺流の灌頂行事について定宣の口伝を書き記しており、その識語には「永仁二年九月十六日記之／常陸法印說之／定仙記之」と記されている。以上から、定仙が定宣から親しく教えを受けていたことは窺える。ただし前述の通り、管見の限り定宣から定仙への法流相承に関わる印信・血脉等は見当たらず、果たして勸修寺流栄然方一流が相承されたと言えるのかは詳らかではない。

以上、定仙が相承した勸修寺流は、増瑜より寛典方を中心にして栄然方・真慶方を、裔位より真慶方を相承したものである。また法流相承ではないかも知れないが憲静と定宣からも勸修寺流の口伝を受けていることがわかつた。

〔参考文献〕

『金沢文庫古文書』 神奈川県立金沢文庫

二・三 「僧侶書状篇」 上・下 (1952)。七 「所務

文書篇」 (1955)。

八・九 「仏事篇」 上・下 (1956)。十～十一 「識

語篇」 一～三 (1956～1958)

『称名寺聖教目録』 全三巻、文化庁文化財部美術

学芸課 (2006)

大八木隆祥

2012 「定仙放—称名寺聖教を中心にして—」 『豊山

教学大会紀要』 四〇

2013 「二人の覚如—覚如房定仙と成願房覚如

—」 『豊山教学大会紀要』 四一

2014a 「定仙について 親玄か心の受法、定禪

△「定仙大和尚塔について」 『綜佛年報』

2014b 「定仙の受法について(①) 安祥寺流の受
法」 『豊山教学大会紀要』 四二

大山公淳

定仙の受法について②

1996 『大山公淳先徳聞書集成 第三巻 伝授門』

東方出版

櫛田良洪

1964 『真言密教成立過程の研究』 山喜房仏書林

甲田宥吽

1999 「意教上人伝攷 (上)」、『高野山大学密教

文化研究所紀要』 12

2000 「意教上人伝攷 (下)」、『高野山大学密教

文化研究所紀要』 13

貫達人

1980 『鎌倉廃寺事典』 有隣堂

1996 『鶴岡八幡宮寺 鎌倉の廃寺』 有隣新書

(大正大学綜合仏教研究所研究員)

(1) 以下、断りなく「称名寺聖教」という時は神奈川県立金沢文庫保管称名寺聖教を指す。

(2) 信覚 (一〇一一～一〇八四)。勸修寺第五代長史、東寺長者。福岡僧正・勸修寺僧正。藤原公季の息。仁和寺北院済信に従い得度。東寺深覚より伝法灌頂を受ける。

- (3) 寛信（一〇八四～一二五八）。寛信法務、勸修寺法務と称す。參議右大弁大藏卿為房の子。勸修寺第七代長吏。
- (4) 良勝（～一二〇～）。蓮光房。桜町三位重士律師。藤原道良の子。金峯山大先達。範俊・嚴覺に師事し、嚴覺からは寅時印信を授かる。
- (5) 寅時印信は、元は成尊から範俊に授けられた印信で、これをただ一人相承した嚴覺が良勝に授けたものであるが、その伝授の日時が保安二年五月二十四日寅時であつたことから、勸・隨両流では特に「寅時印信」と称する。
- (6) ただし櫛田1964の三七五～三七二頁において称名寺聖教を中心考察されている。
- (7) 江戸期刊本。
- (8) 続真全三三、四九四頁上。
- (9) 櫛田1964には識語に記された日付順に五十二点が挙げられてくる。ただし、櫛田1964が挙げた内の二点については、筆者は確認できなかった。
- (10) 328-119
- (11) 一二四五一年。
- (12) 櫛田1964に挙げられているが『称名寺聖教目録』では確認できなかつた。今は櫛田1964、三七二頁に依つた。
- (13) 一二八九年。
- (14) 四月十二日改元。
- (15) 448-10
- (16) 一二五四年。
- (17) 254-2
- (18) 一二五五年。
- (19) 236-8
- (20) 398-53-1
- (21) 一二五六六年。
- (22) 259-14
- (23) 254-24
- (24) 一二五八年。
- (25) 288-47
- (26) 442-34 横帖50
- (27) 296-3
- (28) この真阿の国師号を真聖といい、真慶の改名前の名と同じであり時代的にも矛盾が無いことから拙稿2012では真慶の開山としたが誤りである。
- (29) 345-8
- (30) 一二四六年。
- (31) 254-24
- (32) 一二五八年。
- (33) 増瑜は寛典方の他にも静瑜から成就院流西院僧正覺証方を相承している。『諸流灌頂秘藏鈔』真全二七・三六〇下現状。
- (34) 34
- (35) 296-6-1 (写紙)、296-6-2 (本紙①)、296-6-3 (本紙②)
- (36) 255-6
- (37) 254-2
- (38) 236-17
- (39) 241-17

定仙の受法について②

- (40) 236-8
 (41) 241-14
 (42) 252-16
 (43) 327 14
 (44) 251 12
 (45) 254 24
 (46) 241 6
 (47) 227 1
 (48) 249 5
 (49) 栄然（一一七二～一二五九）。勸修寺慈尊院第三世。出
 雲僧都、慈尊院大僧都。
 (50) 文庫古文書九、一三〇～一三一頁、六四二五「印信血脉」
 (51) 296 8
 (52) 296 8 6
 (53) 296 8 9°『行海大事』という第
 (54) 255 20
 (55) 222 15
 (56) 真慶と増瑜の法流については櫛田 1964 第四章第四節
 「真慶及び増瑜の邪流」参照。
 (57) 続真全三三、四九三頁下から四九四頁上。
 (58) 櫛田 1964 三六三頁によれば、天王寺別当といふ伝わ
 あるが別当次第にその名は無いといふ。
 (59) 前掲の宥快『立河聖教目録』参照。
 (60) 文庫古文書九、七二頁、六三〇八「秘密灌頂事」
 (61) 文庫古文書九、七二頁、六三〇九「秘密灌頂事」
 (62) 296 8
 (63) 230-4
 (64) 339-49
 (65) 288-47
 (66) 296 8 9°『行海大事』という第
 (67) 文庫古文書九、九一頁、六三四八「印信」
 (68) 13-1-19
 (69) 13-1-26
 (70) 文庫古文書九、一〇八頁、六三八一「金剛界傳法灌頂密
 印」。ちなみに文庫古文書では「増瑜→定仙」としてい
 るが、これは「定仙→増瑜」の誤りである。
 (71) 291 6
 (72) 313 5
 (73) 317 5
 (74) 442 34 橫帖50
 (75) 甲田 2000 「憲靜自身は勸流を本流と考えていたのでは
 ないだろうか」四三頁
 (76) 13-1-18
 (77) 文庫古文書九、七三頁、六三一三
 (78) 文庫古文書九、二九六～二九七頁、六七五五
 (79) 322-81
 (80) 13-1-25
 (81) 13-1-26
 (82) 13-1-29
 (83) 永仁二年（一一九四）。

